府　令　・　省　令

○内閣府厚生労働省令第二号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　直人

厚生労働大臣　細川　律夫

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部を改正する命令

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令（平成二十一年内閣府厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号第5及び第6（記載上の注意を除く。）を次のように改める。

第５　法第４条に基づく措置の実施状況（別表１及び別表２）

（別表１）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額										
うち、実行に係る貸付債権の額										
うち、謝絶に係る貸付債権の額										
うち、審査中の貸付債権の額										
うち、取下げに係る貸付債権の額										
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額										
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額										

（別表２）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数										
うち、実行に係る貸付債権の数										
うち、謝絶に係る貸付債権の数										
うち、審査中の貸付債権の数										
うち、取下げに係る貸付債権の数										
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数										
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数										

第６　法第５条に基づく措置の実施状況（別表３及び別表４）

（別表３）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額										
うち、実行に係る貸付債権の額										
うち、謝絶に係る貸付債権の額										
うち、審査中の貸付債権の額										
うち、取下げに係る貸付債権の額										